

第二十六回 参議院文教委員会會議録第十号

昭和三十三年三月十一日(月曜日)午後一時三十四分開会

委員の異動

三月九日委員木下友敬君辞任につき、その補欠として松澤靖介君を議長に就いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
野本 品吉君
矢嶋 三義君
委員 川口爲之助君
田中 茂穂君
林屋亀次郎君
三浦 義男君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田なほ子君
松澤 靖介君
湯山 勇君
加賀山之雄君

國務大臣 文部大臣 遠尾 弘吉君
政府委員 文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
文部省大学学術局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

○理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育、文化及び學術に関する調査の件(日教組の一斉早退に関する件)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。三月九日木下友敬君が辞任され、その補欠として松澤靖介君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 理科教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 先日引き続いて質疑を続けます。

まず、本法は二十九年から施行されているわけですが、二十九年から三十一年度まで予算として支出された金額の総計並びに現状においては基準の何%程度の整備ができたか、それらの点についてお答え願いたいと思います。

○政府委員(内藤馨三郎君) 第一番の昭和三十一年までの補助の額は十一億三千二百万円でございます。大体基準の一七・五%、二〇%未満でございます。

○矢嶋三義君 この政令に定める基準というのは、最初決定されたものから若干変更された面もありますが、この基準については現場の教育者諸君とは十分了解済みの基準ですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) 理科教育審議会が十分練って基準をきめたのであります。

○矢嶋三義君 私は数回現場の方々に接したときに承わったことでは、この

基準に関する細目における単価が安過ぎるために精度の高い、また耐久力のある機械器具を購入できないで、あぶりはちとらになることがあるというところを再三忠告を受けたのであります。が、そういう声はあなたの方のところに入っておりませんか、いかがですか、この点。

○政府委員(内藤馨三郎君) この基準でできておりますのは、品目、あるいは数量でございますので、単価までこの基準で押えておるわけではございません。その予算の範囲内で融通できるように弾力性を持たせております。

○矢嶋三義君 文部省監修の理科教育振興法とその解説の中に、基準に関する細目で、ずつと単価を掲げてあるのですが、私は最近こういうものを買ったところではないから、ちよつと数字を見たいところ、なるほど、最近いい機械がでるようになった、単価がちよつと低いなというような感じを受けるのですが、これは絶対額でなくて、弾力性のある金額なんですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) これは参考にした程度でございますので、単価で基準をきめておるわけではございません。

○矢嶋三義君 そこで現在における基準への現有率が平均一七・五%ということですが、これを高、中、小に分ければいかうなるか、特に高等学校の基準は何%までいつておるかというところ、それから今の予算の編成の状況でいけば、応急最低の基準に到達するのには何年かかる計画を立てておられるのか、その点伺います。と私が伺っておるわけは、私が聞いておるところでは、高等学校の現状は二〇%にいつてない、一八%くらいと聞いておるわけですが、先ほど平均一七・五%と言われれば、高等学校の整備状況は割合いいわけですから、文部省の方では、高等学校は基準の三〇%といったような数字も出しているんじゃないかと考えられますために伺うわけですが、そういうことは大学の理科系の先生に承わると、理科系統の大学の教授するのには数字の第三——微積が非常に徹底していないのだ、それから理科教育、特に実験方面が不十分なのが、高等学校の教育の上に大学教育を積み重ねていくのに非常に工合が悪い、というお小言を言われておるわけですが、ね。そこで大学教育との結びつきという立場から高等学校の整備状況というのは特に重要だと思ふ。

○政府委員(内藤馨三郎君) 手元にこまかい資料がございませんので、今直ちに取り寄せますが、今お話のように高等学校と小、中学校とを比べますと、少し高等学校の充足率は小、中学校よりはよくなつておるわけであります。

○矢嶋三義君 その数字はあとで承わるとして、政令で定められてある最低の基準に到達するのは、今の予算の編成状況からいけば何力年要するといふ年次計画を持たれておると思ふが、それはいかがでしょうか。

○政府委員(内藤馨三郎君) これは総額でできておりますので、現在の程度で進行すれば、一応私どもの見通しとしては、大蔵省との折衝の段階では七割というところを目標にしているのです。七割を一般的に充足するのに、大体この前お話ししたように、少くとも十三年以上はかかる予定でございます。ただし私立学校の場合は違ひます。

○矢嶋三義君 この前承わったところでは、私立の学校は大体十七億かかる、こういう御答弁でした。私が調べた数字によると、公立の小、中、高を基準に持つていくのに四百億ぐらいかかるだろうという数字を見たのですが、文部省の金額は幾らに押えているのですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) 六十億と押えておるのであります。

○矢嶋三義君 六十億……そうなるのと二分の一補助として三十億ですね。

○政府委員(内藤馨三郎君) 失礼いたしました。二分の一で六十億……。

○矢嶋三義君 二分の一で六十億……そうなりますと、一年に四億平均予算化したとして十五年、私立学校はこの前の御答弁では八十年でした。私立と公立を通じて十三年程度で基準まで持つていくところ、こういう年次計画ですか。

○政府委員(内藤馨三郎君) 当初予算に要求したのは大体そういう前提でしたが、私立学校につきましては、非常に削減をされましたので、お話のよう

なびつこになっておるわけでありまして、

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います
が、理科学というのは日進月歩で非常に進歩しつづけるのです。私たちが学生時代に使った理科学の実験器具というものは、まあフラスコとかといふようなものは、今でもそのまま使えるかもしれないが、相当腐品の部類に入っているものができていると思うのです。そこで十五年の年次計画で進歩という場合に、果して今の進歩しつづける科学の状態に即応する研究ができるかという、大きな疑問があると思う。少くとも私は五、六十年の計画に計画がえをする必要があるのではないかと、かように考えますが、お考えはいかがでございますか。

○国務大臣(難波弘吉君) その点につきましては、前回の委員会におきましても私の心持をお答え申し上げたと思うのでございますが、お話の通りに、ただいまの予算は政府側から申すものいかばかりと思はれるけれども、私としては、非常に不十分だと考えております。ことにお話の通りになが国といたしまして、今日科学技術の方面に関する教育は、これは飛躍的に進展せしめなくてはならぬ段階にきているように考えられるわけでありまして、そこで私といたしましては、ただ単に初等、中等、高等学校の教育にとどまらず、全体を通して、科学技術に関する教育予算につきましては、皆さん方の御協力、御支援を得まして、できるだけ一つすみやかにその成果を上げるために、予算の充実をはかつて参りたいと……次の機会におきましては、できるだけ努力をいたしまして

て、御期待にしたいと考えているような心持でございますので、今、お話しにもありましたように、今後十三年とか、十五年とかいふようなゆるやかなことを言っておられないで、さうな認識をもっておりまして、来年度予算におきましては、私といたしましては、根限りの努力をいたしまして、これが拡大を果すはかつて参りたいと、かように考えている次第であります。

○矢嶋三義君 公立高、中、小、四万四千校、それから私立の高、中、小、八千校、これら均等分してみると、公立の場合一校約八千円、私立の場合一校約六千四百円程度になるんですが、従って、この予算配分をする場合には、こういうような均等割りをしたのでは成果を上げ得ないと思ひます。従って、実際配分に当たっては、いかうにされていくのか。特にこの理科教育審議会といたのが中央にあるわけですが、産業教育審議会の場合、中央と地方に別々であつたと思ふんですね。地方審議会でも、予算の配分等については、タッチしてあるのじゃないかと思ひますが、この理科教育審議会と、予算の配分とはいかうな関連をもつて進んでいるのか。特に当面私立学校関係の法案が出ていますわけですが、昨年の一千万円の配分に当つては、知事の選任する補助対象に対して考慮されたというのですが、まあ各都道府県、末端においてはどの学校に、さらにどういふ種類のどの程度の学校を補助対象にするかといふことについては、全く都道府県にまかせてあるのですか、それとも何らかの基準を設けて示してあるのですか、それらの点について……

○政府委員(内藤三郎君) 文部省からいたしますのは、学校数と児童数、これは各県の学校数、児童数によつて一応機械的に府県の配分額をきめるわけでございます。各府県におきましては、それぞれ各県の事情で基準で充足するように各校が選んでやつていくと、こういう事情でございます。

○矢嶋三義君 どういう種類の、どの程度の学校を優先して補助対象として取り上げるかといふような、そういう基準はないわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) これにつきましては、まあ各府県が市町村の教育委員会とよく相談いたしまして、大體小、中、高のこのワケをはつきりきめていく。あと小、中、高の中でどういふ学校を選ぶかといふことは、特に理科教育に熱心なところ、あるいは理科教育の設備の特に落着いてるところ、こういうところを重点を置いて、府県に配分をおまかせしてある、こういう事情でございます。

○矢嶋三義君 昨年の私立学校に対する補助金の一千万円は中と高とはどういふ比率になつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) たしか高等学校に八百万、中学校に二百萬だと記憶しております。

○矢嶋三義君 本年もこういう配合を指示するつもりですか、それとも小学校を対象に入れますか、どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 一応予算でそういうふうな内訳をきめておりますので、本年もこの方針を踏襲したいと考えております。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて下さい。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺います
が、昨年度私立学校に対する補助の法的根拠はなかつたわけですから、補助の予算措置において一千万円補助されて参つたわけですが、本年度私立学校の理科教育の振興をせよといふはかりたいというお考えから、新たに法的根拠を与えるよう、ここに法案が提出されているわけですか。にもかかわらず、予算は昨年と同様一千万円であることは、私立学校関係者の多年にわたる熱望の案件であつただけに意外として、いるところではないかと思つておりますが、予算の編成段階において御努力なさつたと承つておりますけれども、結果は昨年と同様に一千万円になつております。来年度においては相当地の予算の増額をはかれるお考えでおられると思ひますが、念のために大臣の決意を承つておきます。

○国務大臣(難波弘吉君) 来年度予算におきましては、私立学校に対する補助の金額が今年度と同様になつておりますことは、私もいたしまして決して満足いたしてはいるわけではございません。予算の編成の際にさうな結果になりましたのであります。この点は一つ御了承願ふことといたしまして、来年度のことを今からはかるといふのはどうかと思ひますが、私の心持としては、先ほど申しましたように科学技術に関する教育予算といふものについては、うんと一つ増額して参りたい、そのつもりでやつていく覚悟でおるのであります。私立学校に対しましては今年度よりなことはいたさ

ない、相当な増額をみるように極力努力いたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 小学校はまずないと思ひますが、中学校において理科実験室を持つていふ学校は何%程度ありますか。

○政府委員(内藤三郎君) 教室の方は実は管理局関係の所管でございますので、管理局と御相談しました上、御連絡申し上げたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私、地方へ参つた場合に、理科教育に非常に熱心な町村では小学校でもりつぱな理科実験室を持つていふところがあります。けれども、まづ理科教室といふものがなければ援業ができないと思ひます。思ひのほか持つていない。これは管理局と協議され、今後中学校においては理科実験室を整備される方向に国家としても予算を組むと同時に、今後指導される必要があると思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(内藤三郎君) まことにお説の通りでございます。中学校におきましては、基準坪数も一・〇八坪になつておりますので、この一・〇八坪の中には少くとも理科教室は入り得ると思ひますので、今後できるだけ関係局と連絡をいたしまして、理科教室の充実を努めて参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 そこで実験室と関連して伺ひますが、この前伺ひました理科教室における事故死の件ですが、ちよいよいよ新聞に実験を誤つて爆発等起して子供がけがをしたといふやうな記事を見るのですが、年間を通じてそういう事故といふものはどの程度あ

るのでしようか。またその事故の原因というものはいかなるところにあると文部省では把握されておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) 事故の原因はいろいろあると思います。たとえば給食の場合中毒を起すというふうな事故、あるいは修学旅行の事故、お話しのような実験、実習の場合もあり得ると思います。あるいは運動競技の事故、いろいろな種類があると思うのでございますが……。

○矢嶋三義君 私のお話しは理科教育と関連して……。

○政府委員(内藤三郎君) 理科教育に関連した事故は小、中学校では非常に少いように思っております。

○矢嶋三義君 私が聞いたところでは年間四、五百件くらい起っているというのですが、そういう声は耳に入っておらないですか。またこういう理科教育に伴って起る事故というものは原因はどこにあるかということですね。その点はどうかというふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 今お話の四百件というお話がありましたけれども、現在の小学校の教育課程で要求されている程度のものでない危険な薬品などを使うことは要求してありません。あるいは中学校の段階でや物理、化学的な重点がありますので、そういう点もあろうかと存ずるのであります。この点は一つは教員の素質なり養成の問題と関連してくると思ひます。薬品の扱い方その他注意が足りない点もあるのではないかと、こういう点には今後十分注意したいと考えております。

○矢嶋三義君 現職教員の教育の実情はどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 毎年全国の大学に、理科教育研究室というものを約四十カ所開設いたしました。相当数の養成を過去十年ほど行なつて参つたわけでありまして……。

○矢嶋三義君 それは理科教育振興法の第三條第四号に基いて行われておると思ひますが、三十二年度のその所要予算はどれくらいになっておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 百四十万円でございます。

○矢嶋三義君 この予算は三十一年度と同額ですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございまして……。

○矢嶋三義君 現場の教育者に承るというところ、もう少し現職教育の機会を与えてほしいという声を聞きますが、必要なのではないでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 非常に理科教育の教員の再教育というものは、私も非常に緊急なものだ、特に他の現職教育に比べて、最も必要性のあるものと感じております。

○矢嶋三義君 次に実験の教育効果を上げる、ことに事故を少くするという立場からは、助手を配置する必要があるのではないかと考えます。特に小学校は別として、高等学校、さらに中学校は……最小限度高等学校において二、三名、中学校において一、二名という理科助手は必置されなければ、十分の教育効果を上げることはできないかと、かように考えますが、実際教育の場においては、理科助手というものは、きわめて少い。高等学校に置いて

ある理科助手というものは、結局小使のかわりみたいな程度の方がおられて、しかもその費用というものは、おむねPTAの会費でまかなわれておる実情と私は判断しておりますが、これは改められて、高等学校、中学校には、少くとも理科助手を必置するようになされなければならぬと思うのですけれども、その点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 理科の方の助手につきましては、現在のところほとんど置いてないという実情であります。これは私も、一つは地方財政との関連があると思うのであります。今直ちに理科助手の必置というところについては無理ではなからうか、むしろ教員の養成の問題として、実験実習が十分にできるように配慮されなければならぬ。そういう点で、現在の養成なり、あるいは再教育について、十分私どもも検討し、ことに再教育については、実験実習に重点を置いておるようになつてございまして……。

○矢嶋三義君 現場における教師を、いかに現職教育をやつても、高等学校においては教員の定数基準は乙号基準を大体一〇〇%程度下回つておるの、各県の実情ですね。そうなりますと、教師だけの現職教育をやつても、手が足りないで、十分教育効果を上げ得ないものと私は考えますが、その点どうして助手を必置する必要があるのではないでしようか。

○政府委員(内藤三郎君) 助手の必置の問題については、私も産業教育の農、工、商、水産というふうな場合は、理科教育の場合は多少事情を異にするのではなからうか、特に理科

教育については、先生方に直接実験、実習の手ほどきをしていただくかなければならぬ。助手にまかせられる限界というものは少い。特に理科実験の準備をする段階において、お話しのようなことを考えられると思う。しかし必置すべきかどうかという点については、これは地方財政の観点から、私も慎重に検討しなければならぬ、特にただいまお話しのように、乙号基準が完全に充足されていないという実情におきましては、乙号基準まで引き上げることが、むしろ先ではないかと思うのであります。

○矢嶋三義君 この点に関する局長の答弁は、どうも納得しかねるのですが、われわれは旧制中学校時代においでつたら、化学、物理の部屋には助手がおりましたね、おりましたよ。大がいの中学校におりましたよ。おらなければ実際できないのです。新制高等学校になつて、物象の教育をするに当つて、助手がいらないということは、これは私おかしいと思う。まして理科教育振興、科学技術の振興等大きく叫んでいる現在、高等学校における理科助手の必置ということは、私は何人も異論がないのじやないかと思う。もちろん農業課程、工業課程における助手と理科助手とは、趣きは違ひますよ、しかし、それぞれ必要度において、私は変らないと思うのです、従つて文部省としては、地方財政計画を主として立案される自治庁に対しても、あるいは都道府県教育委員会に対しても、理科助手は、教育効果を上げるために、置くようにすべきだという立場から、文部省は対処し、指導されるのが私当然

だと思ふのですが、文部大臣の御見解はいかがでしよう。

○国務大臣(藤田弘吉君) 実情に暗い、ことにさうな知識が非常に少いかどうか存じませんが、地方財政のことを局長心配いたしておられますが、もしどうしても置かなくちゃならぬものであるということであれば、地方財政のことも、これはわれわれが心配しなければならぬ問題だと考へるのであります。従ひまして、実情上どうしても助手を置かなければならぬということでありまして、これは置くべきものと考へます。そこで先ほども申しましたが、いかに今日の理科教育等が、経費の点が十分でないために、さうなこともなつていへるかと思ひますが、ありますが、いかにもみみづちいような感じもいたすのであります。この方面を、私としましてはできるだけ充実したいと考へておるもので、その問題と合せまして、どうしても置かなくちやならぬということでありまして、ならば、その考へは、いたしたいと考へております。

○野本吉吉君 関連して……。

理科教育の振興の問題は、学科の性質上、物的な各種の条件を整へるべきであるということも、きわめて重要なことでありますけれども、同時に、先ほどお話しがありますように、その教育を担当する教師の実力のいかにいうことが、教育効果を決定していきまふ重大な要素になつております。従つて教員養成諸学校の教育内容、教科課程等におきまして、十分の考慮が払われたいという、せつかく物的な条件の整備というものは、生かされてこない。

先ほどお話がございましたが、この点について文部省は、教員養成諸学校の教育内容について、具体的な検討を進めておられるかどうか、またそういう点について、どういふ方針をとられておられるか、一応お考えをお伺いしておきたいと思ひます。大臣の御方針を。

○国務大臣(難尾弘吉君) お話はまことにこもつともたと思ひます。ただ単に物的施設だけを充実しても理科教育の成果を上げることはならない、これを担当する教員の資質というものが向上されていかなければならぬと思ひます。科学技術教育の振興をはかります場合には、それらを一切含めまして調査検討を加えてみたいと思ひます。

○野本品吉君 それから現職教員の教育の問題ですが、各地にある研究施設を利用してされておると言ひますが、その実情について内務局長からの御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) ただいまの養成については、教員養成審議会の方で具体的に今内容を検討しております。

それからもう一つ、再教育の点について、全国で約四十カ所ほど、大体五十人程度その府県の先生方、あるいは東京の場合ですと全国から集まつて参りますが、大体五十人程度養成してあるのであります。

○野本品吉君 その機関の設備なり、指導者の充足というふうな点についてどういふふうになっておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) こちらに参つておる期間の経費は県の方からもある程度補助しておるわけでありま

す。大学の方につきましては、文部省の方で担当しておる大学に実職、実習の経費を見ておるわけであります。ですからあと残つた問題は、その派遣した学校の問題なんでありまして、この派遣した学校につきましては、この学校の中でそういう場合に補充しておるわけであります。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺ひたいのであります。それは、学校教育と社会教育との関連についてであります。私は一昨年欧米の教育を視察した場合に、非常に感銘して歸つたことは、学校教育と社会教育は車の両輪のごとく取り運ばれてゐることなんです。特にこの科学教育の面では、たとえば博物館ですが、日本の博物館というところ、何か博物館行きという無用の長物の代名詞みたいに言われまゐる、博物館というところ何かに現代とあまり関係のないものを陳列してあるところだというふうな、さういふ感じを日本人は持つてゐるわけですが、シカゴの博物館を見て感心したのですが、生物、物理、化学等の実験の装置がされてゐるわけですね。それで、電気ボタンを一つ押すと

いふと、自分が実験する通りの現象がずつと現れてくるわけなんです。これが一目で子供にわかるわけなんです。それで係員に説明を聞きますと、学校で先生方から講義を聞くと、たとえば原子力発電とか、あるいは生物の方で簡単に言えば鶏の孵化、卵から孵化する、さういふ説明を聞いて学校で理解できなかった場合に、さういふ博物館、しかも入場無料ですが、さういふところに入つてボタン一つ押すといふと、学校で先生から聴覚に訴えて教わつたことが今度は視覚に訴えて目の前でわかる

というので、非常に工合がいいんだという説明を聞いて、私は学校教育と社会教育はきつめて密接に結びつき、しかも生きてゐるといふことをうらやましく感じてきたわけなんです。これは国力との問題もあるわけなんです。これは国力の問題ですけれども、今後のやういふ方

向としては、科学教育の振興、科学技術水準の向上といふことを大きな政策として打ち出すとすれば、科学博物館等の設置に力こぶを国として入れると同時に、地方公共団体、あるいは民間団体に対してもさういふ指導をするといふことが私は大切でないかと思ひますが、大臣のこれに対する御見解を伺ひましたら承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(難尾弘吉君) 大へん示唆に富んだ御質問でございます。お話を伺ひましたもいかにわが国の状況がそれに遠いかといふことがわかるわけなんです。お話の通りこれはただ単に学校内の教育だけでなしに、これを取り巻く社会において適當な教育施設を持つことは非常に必要だと考えます。今後ただいまお話になりましたやうなことにつきましては十分留意いたしまして、文部省といたしましては調査を遂げ、また適切なものが漸次実現できるように努力して参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あとでもう一つと聞きたいことがあるが、ほかの人に……

○安部清美君 先般私が大臣に御質問申し上げましたときに私立学校の育成の態度、お氣持を承つたのですが、その際にこの理振法を、私立学校にも適用することの法案のことも承つて

おつたのです。大へんけつこうなことだと喜んでゐるわけでありまして、これについて私は私立学校という立場でしほつてこの法案についてお伺ひしたいと思ひます。私立学校が今日占めておりますこの面の教育的な大きな力といふものは私どもは認めなければならぬと思ひますが、ことに量的に申しまして、すでに御承知のように高等学校、あるいは中学にいたしましても相当高いパーセンテージを持つてゐるのであります。その点から私立学校を育成する立場でさういふ法案を出されるのは私ども賛成でございますけれども、ここに特に大臣にお伺ひしたいと思ひますことは、

この私立学校は申し上げるまでもなく自主的な学風といふものを持つてゐると思ひます。本来から言ひな

らば私は私立学校に国が補助をするといふやうなことは決して喜ばしいことではないかと思ひます。今日この私立学校の実際の教育を振興するといふことはけつこうだろふと思ひます。特にさういふ立場から考えまして、同時に私立学校が持つております公共性といふことから考えまして、私は考えなければならぬのは私立学校の設置者がこの理科教育そのものに對する熱意を持たなければ、いろいろの補助をや

しても私立学校のこの種の振興といふことは十分でないのではないかと思ひます。私は公立と私立とを比較しまして、理科教育だけにしほつて考えましても、私立の設備あるいは施設といふものが公立よりも非常に劣つてゐるということが今日言える

思ひます。大へんけつこうなことだと喜んでゐるわけでありまして、これについて私は私立学校という立場でしほつてこの法案についてお伺ひしたいと思ひます。私立学校が今日占めておりますこの面の教育的な大きな力といふものは私どもは認めなければならぬと思ひますが、ことに量的に申しまして、すでに御承知のように高等学校、あるいは中学にいたしましても相当高いパーセンテージを持つてゐるのであります。その点から私立学校を育成する立場でさういふ法案を出されるのは私ども賛成でございますけれども、ここに特に大臣にお伺ひしたいと思ひますことは、

この私立学校は申し上げるまでもなく自主的な学風といふものを持つてゐると思ひます。本来から言ひな

らば私は私立学校に国が補助をするといふやうなことは決して喜ばしいことではないかと思ひます。今日この私立学校の実際の教育を振興するといふことはけつこうだろふと思ひます。特にさういふ立場から考えまして、同時に私立学校が持つております公共性といふことから考えまして、私は考えなければならぬのは私立学校の設置者がこの理科教育そのものに對する熱意を持たなければ、いろいろの補助をや

しても私立学校のこの種の振興といふことは十分でないのではないかと思ひます。私は公立と私立とを比較しまして、理科教育だけにしほつて考えましても、私立の設備あるいは施設といふものが公立よりも非常に劣つてゐるということが今日言える

思ひます。大へんけつこうなことだと喜んでゐるわけでありまして、これについて私は私立学校という立場でしほつてこの法案についてお伺ひしたいと思ひます。私立学校が今日占めておりますこの面の教育的な大きな力といふものは私どもは認めなければならぬと思ひますが、ことに量的に申しまして、すでに御承知のように高等学校、あるいは中学にいたしましても相当高いパーセンテージを持つてゐるのであります。その点から私立学校を育成する立場でさういふ法案を出されるのは私ども賛成でございますけれども、ここに特に大臣にお伺ひしたいと思ひますことは、

この私立学校は申し上げるまでもなく自主的な学風といふものを持つてゐると思ひます。本来から言ひな

○国務大臣(難尾弘吉君) 私立学校の問題でございますが、お話の通りな事情もあろうかと考えるのであります。もちろんわれわれといたしましては、私立学校につきましても、今回御審議をお願いするうちに、この法律の中に入れておきたいと思ひましたのも、この方面に對する理科教育の振興をはかりたいという氣持から出ておるわけでございますので、それがせつかつやりましてもお話のように設置者の方に格別に熱意がないといふやうなことでは意味をなさないと考えますので、私立学校の設置者のこの方面に對する熱意の喚起には努めて参るつもりでおります。また都道府県の県庁と教育委員会との間に食い違いがあるといふやうなことがあつてもなませぬので、これらに

思ひます。大へんけつこうなことだと喜んでゐるわけでありまして、これについて私は私立学校という立場でしほつてこの法案についてお伺ひしたいと思ひます。私立学校が今日占めておりますこの面の教育的な大きな力といふものは私どもは認めなければならぬと思ひますが、ことに量的に申しまして、すでに御承知のように高等学校、あるいは中学にいたしましても相当高いパーセンテージを持つてゐるのであります。その点から私立学校を育成する立場でさういふ法案を出されるのは私ども賛成でございますけれども、ここに特に大臣にお伺ひしたいと思ひますことは、

この私立学校は申し上げるまでもなく自主的な学風といふものを持つてゐると思ひます。本来から言ひな

らば私は私立学校に国が補助をするといふやうなことは決して喜ばしいことではないかと思ひます。今日この私立学校の実際の教育を振興するといふことはけつこうだろふと思ひます。特にさういふ立場から考えまして、同時に私立学校が持つております公共性といふことから考えまして、私は考えなければならぬのは私立学校の設置者がこの理科教育そのものに對する熱意を持たなければ、いろいろの補助をや

しても私立学校のこの種の振興といふことは十分でないのではないかと思ひます。私は公立と私立とを比較しまして、理科教育だけにしほつて考えましても、私立の設備あるいは施設といふものが公立よりも非常に劣つてゐるということが今日言える

思ひます。大へんけつこうなことだと喜んでゐるわけでありまして、これについて私は私立学校という立場でしほつてこの法案についてお伺ひしたいと思ひます。私立学校が今日占めておりますこの面の教育的な大きな力といふものは私どもは認めなければならぬと思ひますが、ことに量的に申しまして、すでに御承知のように高等学校、あるいは中学にいたしましても相当高いパーセンテージを持つてゐるのであります。その点から私立学校を育成する立場でさういふ法案を出されるのは私ども賛成でございますけれども、ここに特に大臣にお伺ひしたいと思ひますことは、

つきましては十分注意いたしまして今後進みたいと考えます。

どういふふうにお考えになられますか。

単に貧困だけではこの問題は解決されないと思います。

おるんだらうと思うのですが、今、夜間中学校を法に基いて強く禁止した場合はですね、非常に不都合が起るといふような実情と分析されておるわけですか。

きましては、昨年度一千万という、額は少ないのですが、全体の基準の量を見ますと、大体公立と大差はない保有率を持つておるわけでありまして、配分の実態に当りましては、各学校を個々に指定して、そこに一応基準の七〇%まで充足するように指導しておるわけでありまして、具体的などの学校を選ぶかということは、これは知事の方で決めになることとございます。

○野本吉吉君 別な問題ですが、大臣のおられるところでお伺いしておきたいと思うのですが、これは義務教育の上におきましてはきわめて重大な問題として考えさせられる問題であります。それは夜間に授業を行なっております中学校の問題、で文部省の二十八年の御調査と、それからして全国の中学校の夜間部の教育研究協議会、その両者を比較いたしますと、私の手元にある資料によりますれば次のような状態になっておるわけでありまして、それは東京都において二十八年に学校の数で五のものが、三十一年の十月には七になっておる。神奈川県はこれは減っておりますが、十二のものが十一になっておる。愛知県では二のものが一になっておる。それから京都府に於いては四のものが三になっておる。その他の府県にもございまして、学校数において現在七十三校、学級数において百十、生徒数において三千九十八、これが夜間において授業を受けておる。この中学校、つまり義務教育の学校が夜間の教育を行なっておりますことは義務教育の将来に、特に中学校教育の将来に非常に暗い影を投げかけておるようには私は感じられてならない。で、もしそういふふうな状態がこのままに進んでいきますと、義務教育の実施の面においてきわめて遺憾な事態が起ってくるのであります。従つて今のうちにどういふような事態の解消に向つて何らかの考慮を払わなければならぬ、かようにまあ考えるのですが、この点について大臣は

どういふふうにお考えになられますか。

一方においてこの労働基準法による就業の制限もございまして、一方において学校教育法による義務教育の徹底の問題もある、こゝろから私どもは結局父兄の理解を深める以外にない、で、学校の教師たちもできるだけ家庭訪問をいたしまして父兄の理解に努めておるような次第でございまして、遺憾ながらまだ現状はお話のような実態でございまして、できるだけそういう事態のないように、今後努力いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 関連して、夜間中学校というものは、これは法的に言えば違反ですけれども、で、この設置者に対してはどういふ態度で臨まれているのかでございまして、二、三年前にも問題になったところですが、この文部省の態度次第では、私は夜間中学校はだんだんふえていきやしないかと思ひます。従つてですね、設置者に対してはあな方はどういふ基本的態度で臨まれておられるのかでございまして、貧困であれば義務教育は無償という憲法もあることですから、先ほど大臣が答弁されたような具体的な措置によつてだんだん救われていくと思ひますが、夜間中学を大目に見ておればだんだんふえていくのではないかと思ひますので、従つて基本的態度を伺ひたい。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○安部清美君 私はさつきの質問の続きなんですけれども、先ほど申しましたように、私立学校と公立学校との間の理科設備のあれが、非常に差があると思ひますが、そういう場合に先ほど内藤局長の御答弁によりまして、学校数、生徒数に按分して各県にお渡しになって、各県の考え方ではこれを配分しておるといふふうな受け取られたのです。が、昨年もおやりになつたようですが、その配分の基準といふものは、私立学校の方はどういふふうになつておるのでございませうか。

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

○野本吉吉君 いろいろ夜間の授業を行ふ中学が相当数ある。どうしてこういう事態が起つてくるかというところに於いては原因はいろいろあると思ひますが、文部省ではなぜこういう事態が発生しておるか、その原因については御調査、御研究はなされたことはございまして、もしありましたらば一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 一昨年この調査をいたしましたのですが、大部分はやはり父兄の無理解が多いと思ひます。ですから同じ貧困の場合でも、貧困者によつて、普通生活保護を受けておる者でも、普通の小、中学校に行つておるものでございまして、ですから

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど大臣が申しましたように、文部省といたしましてはできるだけするようにはいたしたい。そういう方面に關係省の協力を得て努力してゐるわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 実情は結局法に基いてこれを禁止しますれば、学校へこない長期欠席者の数が多くなるといふ結論が出てくると思ひます。そこでこれを何とかして父兄の理解を深めなければ、学校教育法にもちろん罰則がありますし、労働基準法の方の適用もあるわけでありまして、これは現実にはやむを得ないとおかつ出てきておる事態でございまして、法に基いて禁止する前に行政指導によつて不測の事態をなくする方が先決ではないかと思ひます。

○湯山勇君 希望の申し出ですね、それはどれくらいあつて、その中から今言われた数に選ばれたか、その点は

すから、大体この額に近いものでござい
ます。

○湯山勇君 それじゃちよつと私は疑問
ができたのは、府県に対してこれを
交付して、府県からそれぞれの私立学
校に出すと、こういうことでしょ
うか。それだと手続の上でも問題がある
しするのですが、当然この前に御説明
になったような法的な根拠に立たれる
のであれば、文部省が直接それをおや
りにならないはずだと思
うのですけれども、その点どうな
つておるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 一応の手
続として府県に依頼するわけござい
ますが、最終責任はやはり文部省が負
うわけございまして、決定権は文部
省にあるわけございまして、けれども
どういふような手続で配分するかとい
う、こまかいことは府県に依頼するわ
けです。その依頼に基いて、文部省で
は予算の総額とにらんで決定する、各
学校別に決定する、こういう決定に
なっております。

○湯山勇君 そうすると、端的にお伺
いすると、文部省では一千万の予算が
とれた、そのとれた予算をどの県には
幾ら、どの県には幾らというように、
もう必要性の有無にかかわらず、そ
ういふ言ひ方は悪いかもしれませぬけ
れども、一応各県に割り当てて、そのワ
ク内で知事が各私立の学校に、お前の
ところはこう、お前のところはこう
と——で、その結果を文部省に報告し
て、それによって成規の手続といいま
すかを踏んだことにみなしておる、こ
う解釈していいのでございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 大体手続
としてはそういうことでございませう。

○湯山勇君 そういたしますと、中央
における文部大臣の諮問機関である今
の理科教育審議会ですね、これとの関
係はどの点において関係してくるのか。

この理科教育審議会というものは、私は
初、中学校、高等学校において、もっ
ている意味が非常に大きいと思うので
す。今のようなお話だと、全くこの審
議会とは無関係のような感じがします
けれども、その点の関連についてはど
ういふふうにとつておられるのか。

○政府委員(内藤三郎君) 審議会
は、法律にもございまして、理科
教育の総合計画を立てる。教育の内容
及び方法について、さらに理科教育の
施設、設備に関する基準を定める。そ
れから理科教員の養成の問題、こうい
う問題が審議会を取り上げられるわけ
でございませう。

配分のことにつきましては、直接は
審議会がタッチしてない、一応いろ
いろな点で御相談はいたしますけれど
も、こまかいことについては審議会は
直接関係いたしてない、こういうわけ
でございませう。

○湯山勇君 理科教育審議会は、私立
学校の理科教育振興についてはかくあ
らねばならない、こういうことにつ
いての意見がなければならぬと思
うのです、そういう意見はどういふ
意見が出ておるか、それをお伺いし
たい。

○政府委員(内藤三郎君) 理科教育
審議会でございますのは、ただいま申
しましたように、小、中、高等学校に
おける標準的な理科設備とはどうい
うものかという設備基準を定める、こ
れは私立も公立も同様でございませ
う。ですからこの大ワクをきめていた
だいて、あと実施の段階は文部省にまか
されておるわけでございます。

○湯山勇君 そこで文部大臣にお尋ね
いたしたいのですが、今安部委員から
も御質問があったように、私立の学校
の状態というものは相当でございませ
う。今、全般的に言へば、私どもの
知つておる範囲においては理科施設、
設備においては公立に劣っているもの
が多いと思ひます。で、この理科教育
審議会というものは、単にどれだけの
施設が必要だとか、あるいは設備がい
るとか、そういうことだけではなく
て、理科教育振興の全般について文部
大臣の諮問に應ずるというふうな性格
もあると思ひます。ですから、そうい
う準備ができていなかったといへばそ
ういふことも肯定しなければならぬか
とも思ひますけれども、しかし、各府
県の知事、この知事はこれは教育内容
についてはほとんど何の権限も法的に
ないし、また指導する力も持ってい
ないと思ひます。そういう知事にその
配をまかしたような格好にしておいた
のでは、必ずしも大臣の意図してお
られるような、私立小、中学校、ある
いは高等学校における理科教育の振興
ということは困難ではないか。せつかく
まあ来年からたかさんの経費をこれに
振り向けようと努力されても、それが
それだけの効果を表わさないというよ
うな心配もあるのではないかと、さ
うに考えるわけでございます。そこで
この際、大臣がやはりこの審議会の十
分御活用になつて、一体この私立学校
の理科教育を振興するためにはどのよ
うな方途を講じなければならぬか、
ただこういう設備だけの面ではなく

て、全般的な検討を、この法律が施行
になる際になされるべきではないかと
いうふうに私は考えるのでございま
す。大臣の御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 私立学校に
おけるこの補助金が最も有効適切に行
われなければならないということは、
これはお話の通りだと考えます。従
いまして、その配分等につきまして、
従来のやり方に不十分の点があると思
ひます。これを補正するならば、われ
われといひます。それによつて検討
いたしたと考へます。

○湯山勇君 それから大臣にお尋ね
いたしたい第二の点は、ただいま御答
弁にありましたように、小学校は昨年
は補助の対象になつておりません。そ
れから、中学校で一校八万、それから
高等学校一校十萬、まあこういう程
度だといふことでございますが、将来
一校当りの単価をふやすことに特に
重点を置かれるか、あるいはこの十
萬から十萬でもいいから、なるべく
十萬の学校にこれをやるようにしよう
といふようにお考えになつておられ
るか。どうせ私はこの点については
基本をきめなければならぬ段階に
なつておると思ひますので、大臣の
現在におけるお考えを伺つておき
たいと思ひます。

○國務大臣(灘尾弘吉君) しろりと考
えて、間違つておりましたら御承
知願ひいたしますが、私は現在の心持
といたしましては、一校当りの補助額
もこれは大きくしなければならぬ
と思ひます。同時にまた補助を
受ける学校の数もふやさないか
ら、両々相待つていかなければ、とて

も間に合ふといふような実は氣持が
いたしてゐるわけでありませう。

○湯山勇君 そこで、私も私立の中学
校で八萬といふような額、それから高
校で十萬といふ額は、これは全くま
ったな言ひ方をすれば、お話になら
ない。で、理科教育をしつかりやれ
といふような奨励金のような感じが
しております。そこで現在の文部省
の方でお取
りになつておる資料から、大体どれ
くら
いの額を平均一校に出さなければ
なら
ないかといふようなことについての
検討をしておられるか、おられない
か、
しておられるとすれば、その資料を
一
つお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) これはも
ちろん一校当りの基準といふのが
ございませう。で、この基準に
対して、少
くとも充足率が各学校まちまちで
ござ
いますので、その充足率を差つ引
いたも
のに対して七割を目標にはじくわけ
で
すから、その七割の半分が大体今
の
先ほど申しましたように、八萬とい
ふ
十一萬といふ線が出ましたので
が、
これはもちろんこれで七割が必ず
し
も充足されるわけじゃございませ
ん
けれども、金額としては相当高い
基
準はあ
るわけ
でございます。で、基準につ
き
ましては小学校で五十三萬——こ
れ
が本
校の場合です。それから中学校が
八
十七萬、高等学校が三百三十萬、こ
う
いふ基準がございませう。で、こ
れ
は先
ほど申しましたように、全体の基
準
でございませう。で、この七割を
押
さ
ま
して、それから現行の保有率を差
つ
引
いて、その二分の一と、さうい
ふ
ことになるのでございませう。で
す
から個々
の学校につ
きま
すと、いろいろなケ
ー
スが出てくるわけ
で
す。

はつきりわかりませんが、その内容を見ますと、先ほど申しました通り、教育定数がまああまりに過大といえますが、そういうような意味において再検討するようという指示があった、さような記事が出ておるのであります。その点に対して文相の御見解を尋ねますが、先ほどの御答弁によりますと、非常に御理解あることを承知いたしますので、何分よろしくお願いしたいと、かく考えておるのであります。よろしく願ひいたします。

○高田なほ子君　大臣にお尋ねいたしますが、理科教育を振興させることによつて、科学的な知識、あるいは才能、そういったようなものを修得される、しかしそれは、ただ単に理科教育を切り離してだけではなくて、結局局うところは、わが国の産業経済の上にな大きな寄与をしなければならぬ、というふうな目標のもとに、やはり理科教育というものの振興が考えられなくてはならないかというふうに私思うのですが、従いまして理科教育振興に對して、私立学校も含めたということについては、これはまことに当然なことであると思いますが、將來産業教育振興、理科教育の振興というものをどういうふうなからみ合せてお考えになつていかか、産業教育振興法の方にも審議會があり、また理科教育振興法にも審議會があり、また理科教育振興法にも審議會有りますが、そうしたものが別個にあるのではなくて、何かそこに関連をはかるのではなくて、何かそこに關連をはかつた方向づけをしなければ、わが国の産業經濟の寄与に對して大きな貢獻ができないのではないかと、いうふうなことも考えられますが、この點について大臣はいかにやうにお考えになつておられますか、お尋ねいたします。

○国務大臣(兼尾弘吉君) 御質問の御趣旨は非常にこもつともな事だと考へます。理科教育の振興というものが、理科教育審議会だけの分野において解決するべきものではない。私はひとりと初等、中等教育のみならず、大学教育の一切を含めまして、日本の科学技術教育をうんと振興させたいという熱意を持っております。そのためには、文部省といたしましては、文部大臣の活用して得るすべての機関を総合的に活用してみたい。非常に同時にまた外部の皆さん方の御意見も十分に承わりました。何か一方に片寄つたり、あるいはまたびつこであるとかいうようなことのないように計画を立ててみたいと思ひます。こういう考え方でやっておるわけでございます。

○高田なほ子君 第二点としてお伺ひしたいことは、理科教育振興法の第九條に關連する問題なのですが、これは「当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。」この「予算の範囲内」という言葉は非常に善用される場合もありますけれども、ある意味においては予算を縮小する場合に非常に都合よく法文の解釈が行われるようであります。そこで今回お組みになりましたこの一千万というのには、おそらくこれは科学的にお考えになつたのではなく、やはり予算の範囲内においてというところで一千万という数字が組まれておるのではないかと。一つの学校に八万円くらいの補助をあげても、何ができるかしらというふうに考えられないこともない。高校の方には十萬ばかりいくようになっておるの

ですが、これではどういふことをなさるか、雲散霧消したような使い方になつてしまふのではないかと。つまり予算の範囲内というところで縛られるために、予算の使い方が絵花的に終つてしまつて、せっかく理振法の目的とするところが現実に十分發揮できないのではないかと。非常に危惧を持つのでありますけれども、今回の予算をお組みになるときもやはりこの予算の範囲内というところに災ひされた一千万円であるのかどうか、将来この予算の範囲内というこのことをどういふふうに直していったならばもっとその重点的な科学振興ができるか、そこに私は非常な疑問を持つてゐるのでありますけれども、この点についてはどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) これは予算の範囲内と申しますのは、先ほど申しましたように、国全体の公立の基準、私立の基準も同様でございますが、それによつては引き出した総額がございまして、その総額を何年度に縮めるかという年次計画とも関連があるものでございまして、この予算の範囲内ということ、私もさほどに窮屈に考へていないのでございまして、予算の範囲内でできるだけ年次計画を縮めて、その予算の範囲内で基準を引き上げると、こういうことでございまして、高田先生の御心配になるほどではないのではないかとと思ひます。

○高田なほ子君 まあ、そういうふうな考え方もありますが、従来この予算の範囲内というのはなかなかくせ者だと思ふのです。御承知のようでありまして、産休法のあれも、その予算の範囲内というところでこれは通つたのです。すでに施行されてから一年、この予算の範囲内というものが非常にやつぱり災ひしまして、完全に実施されないという声が所々に上つておるし、その他の問題でも相当に予算の範囲内というので制肘を受けておるのではないかと、現実問題として。まあそんなふうにも思ふわけですが。しかしさほど支障がないといふことであれば、これは別問題でありまして、それではお伺ひしますが、現在の私立学校で、当該基準にまで達しないものが現在の私立学校の中に何%ぐらい当該基準に達しないものがあるのか、それをお尋ねしたい。

○政府委員(内藤三郎君) 大体今の現有の保有率が一七・五%でございますので、ほとんど全部の学校が基準に達していません。

○高田なほ子君 現有保有率一七・五%と言いますが、現在保有している率というものは、この理振法に盛り込まれたとくに、積極的に日本の文化を發展させるような、そういう現有保有率かどうかといふことについても、ずいぶん問題があるのではないかと、こういうふうに考えられますが、どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは、一七・五%と申しますのは、ここに先ほどの基準がございまして、小学校五十万とか、中学校八十万とか、高等学校三百万とかという基準に、どのぐらい足らないかといふと、そのうちの二七・五%程度しかまだ保有してない、ですから、その差額がまだ約八〇%ぐらい足らないといふことである。

○高田なほ子君 それではもう一つお尋ねをしたいのですが、現有保有率はなほだ貧弱である、これからますます貧弱であるといふことになりまして、文部省の御計画になつたように、三千年計画で十七億の必要額が満たされてもまだ事足りないのではないかと。いふように私思ふのですけれども、十七億の必要額というの、一応最低基準が十七億といふふうにとつてよろしいのでしょいか、いかがでしようか。

○政府委員(内藤三郎君) 総額十七億、負担金にして八億五千万、これは最低のものでございまして。

○高田なほ子君 最低のものにいくまでにこれから三年かかるわけですね。

○委員(岡三郎君) 三年です。

○高田なほ子君 十三年かかるわけですね。ちよつとこれは、私十三と書いてあるんだけれども、十が間違ひじゃないかと思つて三年と言つたのですけれども、それほどに現実にはなれていないのです。最低の水準までくるのに十三年かかると、わが国の科学水準というものは、あと十三年の間に、一躍非常な、私も想像できないような飛躍を示すだろうと思ふのですが、いかがですか。これはだいたい十七億の必要額といわれること、十三年計画といふことは、えらいそごを来たして、おる数字のようには思ふのですけれども、この点いかがなものでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) その点は先ほど大臣からたびたびおっしゃつてらっしゃいます、こういうことではなく、来年度からしつかりやるということに努力したいと思ひます。

○高田なほ子君 大臣も今度の南極探検で、實際十三年計画の一角をごらんになつたと思ふのです。雪上車をたつた四つきりやらないで、それが使つか使わぬうちに二つこわれてしまふと、そのために資材が、温度の關係でもつて氷が割れて流れてしまふというやうな、その宗旨の構造自体もそうだが、南極探検に要する雪上車の機構などについても今度はいふん大臣としてもお考えになられた点がたくさんあると思ひますが、どうか一つ、重ねて重ねてよく申し上げるようでございますが、この十三年計画なるものをどうぞ縮減されるように、とくと予算獲得のために全力をあげていただくように、私は強く希望申し上げたいと存じます。

それと、もう一つ聞かして下さい、それで終わりますから。それから大臣には所信も御表明ですから、別に私伺はずに御信賴申し上げるということにとどめますが、一つお尋ねしなければならぬが、この配分の方法は管理局が主管になっておやりになるようでありまして、二分の一補助ということになりますと、この財源の非常に乏しい私立学校が、つまずき財政困難に陥つておる私立学校がある。むしろ財政困難に陥つておるような学校が、なるだけ多くの国の補助を要するにいたつては、けれども半分負担しなければならぬんですから、困つておる学校はほしいけれども、補助を受けることができないという現状があるわけでございます。こういうやうな問題は、たびたび当文教委員会でも問題になつたところでありまして、貧困な私立学校、なかなか理科振興のために必要な資材が最もほしいと思はれる貧困学校が、二分の一負担ができないという場合に、国はこれを補助す

ることができないのか、何らか暫定措置かなんかで、これを救済する方法を講ずることができないものか、この点を伺っておきます。

○政府委員(内藤三郎君) これは公立学校も同じでございますけれども、設置者に対して二分の一を補助するんですから、まるまる国から補助するということは、かえって設置者の意欲を妨げるんじゃないかと考えるのであります。できるだけ設置者の方でも努力する、国の方も努力すると、双方の努力が合致するところに教育の効果も上るんじゃないかと、今お尋ねの件で非常に貧弱な学校については、お気の毒でございますけれども、できるだけ半分負担していただくようにお願いしたいと思っております。

○高田なほ子君 私は公立学校にしても、あるいは私立学校にしても、学校差ができるということについて、今非常に問題があるだろうと思っております。子供たちが試験地獄に苦しむというのは、言うならば学校差の問題が原因を作っているのではないかと。特に私立学校の場合には、その財源の乏しい学校はほとんど置き去られてしまった場合に、優秀な私立学校が国の補助を重点的に受ける結果となり得るのではないかと、としたならば、せっかくの教育の機会均等、あるいは理科教育の平等な振興によって科学教育の水準を高めていくというこの精神が、実施の面において抹殺される危険があるのではないかと、このことを非常に願っていますが、これは大臣にもお考え願いたいことですが、将来のことによつて起る学校差の問題をどういふふうに考えておられるのか、そしてこの学校差を縮めていくためには、この理振法だけの問題

でもどういふふうにしようとなさるのか、私は試験地獄に苦しむ今日の学生のことを思いますときに、これは容易ならざる問題であるという観点からお尋ねしておりますので、この点は文部大臣にお答え願つて、私も意のあるところを十分に知りたいたいと思つております。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 補助の制度の建前から申しますならば、私はただいま局長がお答え申しましたように、全部国が見るというのではなくて、設置者の方も努力をして教育の充実をはかつていく、それに対して国がある程度の援助をする、こういう姿がよろしいのではないかと考えております。従いましてこの建前を簡単にくずすわけには参らないと思つていますが、同時に私立学校が日本の教育のために大きな貢献をしておられるということも、これも事実であります。従つてこの私立学校が健全に発展を遂げるようににはわれわれとしても考えなくちゃならぬと思つております。この問題はむしろ私立学校がほんとうにその内容を充実し、発展をするように、学校全体として財的にも確実な基礎の上に立つと、こういうふうな面においてお互いに協力しなくちゃならぬところがあるんじゃないかと、かように考えます。この補助自体の問題といたしましてはやはり両者相待つて目的を達すると、こういう行き方の方がよろしいんじゃないかと考えます。

兄の負担に待つところが多い。従つて国の補助というところになつて参りますと、これは現実問題として各学校で非常なこの寄付運動が起つて、父兄の負担はこれまた容易ならざる段階に陥るのではないかと、私立学校の寄付行為は、ある程度これを認めるにしても、あまりその限界を越えた寄付行為が行われるようなことがないようには、せつかく私立学校全体の教育並びに特に貧弱である理科教育振興のために、寄付によらざる方法をとつても、寄附にいうことを再度私は要望して質問を終わります。

○委員長(岡三郎君) ちょっと、今野本さんの方から議事進行の声があつたのですが、できるだけ集約してやつてもらいたいと思つております。

○矢嶋三義君 先ほど答弁を保留しておきました高等学校の基準までの整備状況は何%になつておりますか。

○政府委員(内藤三郎君) 小学校で本校の方が二〇・二%、分校が四・三%、中学校で本校が一七・六%、分校が六・一%、高等学校が三三・七%、盲学校が一・三%、ろう学校が七・四%、平均が一九・一%、さつき一七・五と申し上げましたのは私立学校と間違へましたので訂正いたします。

これにはさらに努力していかなくちゃならぬと、この点は強く要望いたしておきます。これは大学からの強い要望でもありますから。

次に承わりたい点は、この第十条による補助金の返還等は、理振法の場合には過去においてはなかつたですか。どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) ございませんでした。

○矢嶋三義君 理振法に関しては、この点なかつたことは非常にけっこうだと思つておりましたが、この際私は大臣の耳に入れておきたいと思つたのですが、定通法あるいは産業教育法等、補助立法がなされておつて、国から若干の補助が出て行くわけですが、地方財政は再建整備法が適用されている再建団体では受け入れ体制がでないで、せつかく文部省から配分されたさきやかな補助金を受け入れられないという実情が多々あるわけですね。それと地方財政再建整備法というものは、地方財政という立場から教育にしろ寄せられていることを、これは大臣としては特に肝に銘じておいていただきたいと思つております。

の理科学水準の向上という立場から早急に解決しなければならぬ問題だと考へます。で、アメリカなんか特にこの経済力が豊かであるからでもありませんし、州立の大学に行つても、公費で現在の最新式に近い機械を整備すると同時に、メーカーがそれぞれ最新式の機械を各大学に寄附して下さる。自分の会社はこういうものを作つた、だからあなたの方卒業したら使つて下さいという意味だそうですが、とにかくトップ・レベルのものを入れていくわけですね。日本の場合は、もちろん国費も十分だから陳腐なものがあると、さらにそういう寄附なんかない。で、私昨年東大を見たのですが、電子計算機のところは、あれ機械から人物まで全部、国の金、予算がないために全部借りものというところでした。だからさういふわけなんですね。先進国は公費である一定水準を持つて、その上にメーカーが寄附している。日本のはこの水準さえないという実情ですからね。今後この科学技術教育を推進していくに当つては、これは大学なり高等学校、中学校、各級間はいくつという実情であるということをお腹に肝に銘じておいていただきたいと思います。何かこの理科教育審議会あたりからさういふ角度からの建議というものは今までなかつたか。理科教育審議会は文部大臣に諮問に答えると同時に建議することになつていくわけなんです。何か根本的な建議というものは過去においてなされたかどうか。もしなされたとするならば、それに対していかに具体的な処置を講じられたか、その点承わりたいと思つております。

さらに、この際私は大臣にぜひお聞き取りいただきたい点は、先進国の、ことに科学水準の高い国の高等学校、大学の施設、設備を見ますと、その国の科学水準の最高に近い機械を設備しているわけですね。ところが日本の場合は高等学校、中学校、小学校、各級間における理科機械というものは、これは陳腐なものになつていくのは申すまでもなく、各大学の理科系統の設備というものはまことにこの時代おくれのものなんです。この点は私はこ

○政府委員(内藤三郎君) 理科教育の整備基準、これは審議会の答申に基いたものでございまして、これが第一点。それから第二点、特に大きな問題は第二項にもございまして、教育の内容及び方法についての御意見でございまして、これも委員会から建議が出ておりますので、これに基づきまして科学教育の内容改善について目下検討しておりますのでございまして。

○矢嶋三義君 先ほどの理科助手の件について承ったわけですが、この際承わっておかないと、この国会、機会がなくなりますので、あなたは工業課程、農業課程等の高等学校における実習助手ですね、こういうものを何か実習教諭というより身分を与えて教員扱いにするというよりな改正をされるお考えはございませんか。先ほどあなたもこの理科助手以上にこの職業課程の学校の助手は重要だという御発言があつたわけですが、その通りだと思ふのです。承わると工業学校あたりにいるこの実習助手というのは、一生涯働いても一万四千円ぐらゐにしかない。それで先般は兵庫県では実習助手が全部固結して授業を拒否したというようなことがこの周新聞に報じられておりましたが、簡単に一つお答え願いたい。

○政府委員(内藤三郎君) この実習助手の問題につきましては、まあいろいろ問題のあることは私もよく承知しております。ただいまのところ教育公務員特例法に規定されておるものでございまして、両方——大学の助手も同じでございまして、これは準公務員として、教育公務員としての扱いを受けております。従つてその給与体系といつたしましては、教育公務員の給与体系の中に入れて、高等学校の実習助手については、校長、教諭、助教諭と三本に大体考へておりますが、助教諭と同じような保障をいたしたい。特に頭打ちを……頭を伸ばすように人事院とも話し合ひをしていくわけでありまして、この点は大体私どもの希望がかなえられて、助教諭並みの待遇をする。

それから、お話を点で、この前何か退職年金の点がございまして、退職年金につきましては、今のところ共済組合の方で処理されておるわけでありまして、この点が、普通の教諭は府県条例による退職年金を受けるわけですが、この中で実習助手の分は大部分が共済組合に基く退職年金を受けること、こういうことになつておるのであります。なお、いろいろ実習助手の方々の陳情を承わつておるもので、私もいろいろいたしましては、できることはすみやかに処理いたしたい。多少誤解もあるようでございしたので、この点はよく組合の方々ともお話しして、御納得のいくように説明はいたしておるつもりでございまして。

○矢嶋三義君 この点大臣からお答え願ひたいと思ふのです。高等学校の職業課程における助手という方々は、技能、技術を持たれて一生懸命に働かれるわけですね。そういう方々が、教育の場でもって働いていながら教員としての取扱ひを受けない、従つて退職金を得る場合にも県条例による退職金をもらえないということはおかしいと思ふのです。これは実際工業学校か農業学校で、あの農業実習を除いた

これは職業教育、産業教育なんぞできつこないと思ふのです。従つてこれは私は改正されるべきだと思ふのです。さらにこの助手の問題は、高等学校に行つても、大学に行つても、そうですが、大学の理科系統の学校なんかに行きますと、定員が少なくてどうにもならない。実際は定員外に、定員よりも多くの助手を置かれておるわけですが、私は大学から高等学校を通じて、この種の助手の定員とその身分、待遇の問題については、この際真剣に考へて解決されること、理科の振興に非常に寄与すると思ふのですが、文部省の各担当局に対してそういう指示をされ、解決に努力されたいと思ふのです。大臣の御所見いかがでございましょうか。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 十分検討させていただきます。十分検討させていただきます。

○矢嶋三義君 最後に伺ひますが、最後に就任されたときからすべての点を検討しますが、検討しますと言つては、大臣に就任されたときから二カ月ぐらゐになつていますから、この次から、どういふふうな結果になつたかと、こういふふうな何つて参りますから、今まで検討されると言つた点については、この次からお答えできるように準備していただきたいと思います。

最後に伺ひたいのは、この際何つておかなければその機会がないから何うのですか、このあと審議する法律案も大学の私学関係ですね、偶然私学関係の二本が今われわれの委員会にかかっているわけですが、終戦後私学振興法ができて、あらゆる補助立法に公立並みに私学が取り入れられるようになった

て、私学の振興をはかられているというところは、私は日本の民主化という立場から、また日本の教育界に特有な入学難の緩和という立場から、私は意義があると思ふのですが、ここで私何いたいの、公立、私学の差別ですね、それから同じ公立でも学園で、ね、これら同じ公立は、私は非常に過去において災ひしたし、現在また復活しつつあると思ふんです。人事院というのがあるんですが、私は学園の復活するこの傾向に対しては、人事院としては徹底的に私は善処すべきだと考へますが、この人事院も廃止されたいということがある、民間はともかくも、官界において学園人事というものが非常に復活してくるのじゃないかと、私は懸念を持します。これは、ひいては学校差の問題とか、あるいは日本教育界に特有な至難な問題である入試問題とも関連して参るわけですが、国務大臣さらに文部大臣として、ですね、学園というのに対してあなたはどういうふうにお考えになつておられるか。私が懸念するのは、最近文部省内部においても、同じ国家公務員、文部官僚でも、文部省は抜ききのよりはやはり昔の内務省は抜ききの方が云々だというふうなことも聞かないわけではないんです。(全くそうだと呼ぶ者あり。笑) だから、私はこの際私学関係の法律案が出た機会に、学園復活打倒という点について文部大臣はどういう見解を持たれておるか承わつておきたいと思ひます。大切なことですよ。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) それぞれ学校を出ました者がお互いに近しい気持ちをもちつておつき合ひをしたりすることとは、これは当然なことだと考へるのではありませんが、ただ、学校によつて、たとえば就職の場合でありますとか、あるいは任官の場合でありますとか、そういうふうなときに差別を設けるべきじゃないかというところは、これは当然過ぎるほど当然だと考へます。戦前はさうしらず、今日の時代におきましてさうなことはあり得べからざることでございまして、少くとも、文部省においては、一切平等、無差別に取り扱ひたいと考へております。

○加賀山之雄君 ごく簡単に伺ひたいんですが、この理科教育の振興で主として予算的な問題が論議されているわけですが、申すまでもなく、この理科教育の振興には教育内容とか、先ほど大臣も触れられた教師の人数とか素養ですね、これが私は重点にならうと思ふのですが、文部省の考へるところで、その面については現在において全然心配がないということではござい

○政府委員(内藤三郎君) 教育内容の面と教員養成及び再教育の問題、この点が非常に私ども重要な問題だと考へておるのであります。先般理科教育審議会の方からは、理科の教育内容の改善に関する建議が出ておりますので、この建議を十分尊重いたして、今教育内容の検討を進めていくわけにござい

さらに、教師の再教育及び教員養成の問題についてもそれぞれ関係の部局で検討いたしております。

○加賀山之雄君 もう一点。これは、初等教育から大学までの理科教育の振興が取り上げられてきたことは、こ

これはおくれたりといえつこうなことをだと思つたが、何といつても急に大学の理科系だけを画期的にふやすという事は、急にはなかなかできないと思はれるので、やはりこの問題は、初等学校から中学、高等学校、この段階からやはり出発する、出発して、これは将来理科系を非常にふやすという事の最初の段階になると思つたが、従来の予算——理科教育に對して従来ずっと配賦せられてきた予算を見ると、ここ五年間くらい約十四、五億にすぎないようです。この設備だけでも先ほど聞いてみると、公立で六十億、私立で八億五千万、これは最低限度だといふようなことで、先ほど大臣は、いやこんなことではとてもいかに、大いに奮発すると言われるが、そういう将来大学までいく前提としてのこの問題を考えた場合に、大臣としては一つこの振興策を一体今後何年計画でやられる御方針が、これは大臣に承つておきたい。

○國務大臣(瀧尾弘吉) 今後何年かやるかといふところを的確に実は御返事を、お答えを申し上げるだけの準備ができておらないのであります。私はこの際日本の科学技術教育につきましても現状を一つ明らかにして、その現状に基いて、これを充実するには一体どの程度のことをしなければならぬかといふふうな事柄につきまして、総合的に一つ検討を加えまして、その結果に基いてこれを計画的に推進するように持つて参りたいといふふうな考え方をいたしておるわけでございまして、なるべく早くその目的に到達するようにいたしたいと思つて、今あるいは三カ年計画、あるいは五カ年計画

面とかいふふうな的確な年次計画を持つておるわけがございせん。できるだけ早く計画の達成に努めたい、こゝういふふうな考え方をいたしてあります。

○加賀山之雄君 私いつも申し上げることで、さつき予算の範囲内とて、かゝる同僚議員から御質問がありましたが、何といひますか、予算の編成に當つて非常な固い決心と方針を立てていかないと、予算の編成に當つていふでもこの文部省は氣持は十分あるのだけれども、この程度よりどうにもならなかつたといふ問題になつてきて……、こゝういふ問題が文部省の予算の各項目に全部あるように私は考へるわけなんです、一体何年計画だと聞くと、あるいは十年になつたり、あるいは五十年かかつてもこれはできないようなことが入つておる。先ほどの宗谷の問題なんかでもいい例で、それはやらないよりはましだといふような、あれは食ひさしみたい感じが非常にするわけですが、これは大臣新任せられたのでせひともこの点……、これは私の質問というよりはむしろ大臣にお願いになるわけだけれども、非常にこゝういふことで理科教育の大学を含めてまでの考え方というものは非常に大事で、こゝをはずすと何年かかつてもこれは口で言うだけで成り立たない。で、これは御承知のように一般社会でも経済界でも非常に要望されておるところなんです。本年の入学の希望を見たつて、これは学生の動向がわかるのです。ですからその基礎となる事柄にまず金を削つてもつぎ込むといふくらゐの御決心があつてしかるべきだと思つたわけですが、一つ大臣に強い御決心で一

つ御検討をいただきたいのですが、お願いしておきます。

○委員(岡三郎君) そこで私から一つお願いが質問があるのです、もう終ります。……、先ほど公立の面について言つたわけですが、中学校でも二十五校、高等学校で八十校ですね、二十五校といふ全国的に見て四十六都道府県で全然この恩恵に浴していない県が出てくるわけですね。これはやむを得ないといつても、この原因は地方財政の貧困といふ点がからんできておるのじゃないかといふ私は印象を持つておるのですが、さういふ点……、少くともこれは四十六都道府県並列にはいかぬとしても、やはり理科教育を振興するのには全然振興費が行つていない県といふものがあるといふと、これは私は教育の機会均等といふものを設備の均等と合せ考へても、これは遺憾なことだと私は思ふ。だから最小限度中学校においても最低どの県においても一校ずつくらいは設備の補助金を支出するぐらゐの一つ考え方がないと、これはちよつと困るのじゃないかと私は先ほどから考へておつたのですが、その点どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私立学校では小学校ないし中学校のなところも県によつてはあるわけですが、全部の県にあるわけじゃなくて、大体私立の学校が集中しておりますのは東京、大阪の付近でございます。まあそれにしても数が少いことは事実でございますので、今後予算の増額をいたしまして、できるだけ普及いたしたいと思つております。

○委員(岡三郎君) これは文部大臣にちよつと聞きたいのですが、いろいろ加賀山さんが言つたように、何カ年計画は言えぬといつてもどうも心配なんです。十三年私立学校でやると、この法律でいくと八十五年近くかかるわけですが、八十五年といふことになる、そんなことはないと思ふのです、少くとも今の経済界における設備の更新ですね、これは異常な方法でやつてゐるわけですね。もう一変するよりなオートメーション化とか、いろいろな面で莫大なる設備投資といふものをかけてゐるわけですね。この設備投資に即応するところの産業技術員を養成するといふふうに考へていくと、この基礎的なやはり教養といふものを小さいときから入れておかなければ、高度な国際水準に達するといふ点にはなかなかむずかしいのじゃないかと私思ふわけですね。何でもそうですが、やはり幼少のころから相当教養込まないと高度なものにはいかぬという話が、まああらゆる面において、芸術の面でも技術の面においても言われるわけですが、さうなると十三年たつといふと、当初やつた設備といふものはもう陳腐化してほとんど役に立たぬ。先般年末に会津の工業高等学校へ行つたところ、まあ校長さんが嘆いていわく、これは博物館のようなんです、こゝ言つてゐるわけですね。それで実際に使えるものがあるのかと言ふと、もうほとんどない、それで従前は相当寄付をしてくれた人も戦前にはあつた。しかし戦後においては遺憾ながらもうほとんど絶無といつてもいい。さうなるといふと、もうどうしてもこれは県にたよるというふうな考えを持つて、やつてくれない。さうなつてくるとい

うと、国で補助してやろうと思つても、県自体がなかなか需要に應じ切れないといふことになつて、県財政が貧困なところはますますおくれいていふんじゃないか、こゝういふふうな嘆きを言つておりましたが、総合的に考へてみて、やはり全国的に見て必要度の強いところがある程度までおくれいてゐるのじゃないか。だからもう工業学校の生徒といつても、もうこゝら辺でいうとなかなか実際にすぐ役に立たぬから、だから実は困つてゐるんだ。それで就職状況についても非常に要請はあるにしても、中に入つてからの要請にこたへられないといふ悩みがあるといふことを言つていたわけですが、せめて、社会党はさう言つて五カ年計画なんて言いますが、五カ年程度で一体どれだけやれるのか。一応この五カ年間でやるとすると、現行の文部省の資料では一年間にこれだけの額が大体かかるというふうな点を一応出してもらいたいと思ふ。われわれもそれを基準にして世論を盛り上げるという方向で協力したいと思ふのですが、一応のめどとして五カ年間で一応最低水準に到達するた

めには、理科の振興のためにこれだけの額が必要と、それからその他の科学費用についてはこれだけ必要といふことを一応お出し願ひたいと思ふのです。さうでないといふと、ほかのものの要求といふものもあるわけですか、文部省が重点的に予算を要求するときに、やはりこれだけは最小限度守らうという線を一つ作られておく方が最終的に非常に好影響を持つのではないかと、こゝう思ふので、一応五カ年として、年次計画として一体どのくらいかかるか、その資料を出してもらいた

いと思うのですが、それではしょうがないか。

○政府委員(内務省三郎君) 五カ年ですと公立の方が十二億、私立の方が一億七千万です。合せて十三億七千万でございます。

○委員長(岡三郎君) だからそのほか科学費用だね、ずっと予算項目にありませんね、あれを一つ科学の費用全体です、ね、あれを一応は引き出して、資料として出してもらいたいと思うのですが、それどうですか。

○政府委員(内務省三郎君) お話の点は大学を含めてでございますか。

○委員長(岡三郎君) 大学を含めて……

○政府委員(内務省三郎君) 大学になりますとどういふ基準ではございませんで、ちよつと別の観点でないと出ないと思うのですが、高等学校以下につきましては一応の基準を作っておりますので、基準から現有施設を差引いて残りを出せばいいわけですが、大学はちよつと個々の実情が違ひますので、どういふふうな行き方ではちよつと困難ではなからうかと思ひます。

○國務大臣(兼尾弘吉君) 委員長のお尋ねまことにござつともだと思ひます。先ほどのお答えにまだ準備がないといふことを申し上げたのであります。が、私のただいまの心持といたしましては、私の一つの年次計画を立てたいと思つておる。全般との関係もございします。結論はどういふことになるか存じませんが、文部省としましては科学技術振興に關する一つの年次計画というふうなものを持たたいと思ひます。今お尋ねになりましたようなことは実は私が部下の諸君に一つ研

究してみてくれといつて注文をしておる事柄の一つなんです。できまるなれば御質問にもありましたようにあらゆるものを総合いたしまして、一つの総合的な振興計画というものを立てて、これを一つ皆さんの御批判にも訴へ、また御協力もいただきまして、何とかその実現に努力したい、こういうのがただいまの私の心持でございます。

○政府委員(内務省三郎君) 先ほど矢嶋委員からの御質問でございましたので、答弁を保留しておりましたので、理科の特別教室でございまして、小学校が特別教室保有が現在二五・五%、中学校が四七・四%、高等学校が五九%、これが理科の特別教室または実験室を保有しておる実情でございます。

○委員長(岡三郎君) 速記とめて。

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

もう一ぺん私どもの方からお聞きしますが、先ほどの現職教育の点について文部省は三十二年度の概算要求として六百万を要求してあるわけですが、実際は四百四十万で四十万所をやつていゝ。一カ所四万円にならないのです。ね。そうするといふと、これは実際に現職教育によつてどういふふうな先生方の充実した教養というものをつけさせるという点については、どうもむづかしいのじやないかという感じがするのですが、もつと適切にやる方法がないか。まあ聞くところによるといふと、行つた人は本人の研究が中心で全般的に役に立たないといふような意見が非常に多いといふことを聞いておるのですが、その点どうですか。

○政府委員(内務省三郎君) これは各大学の教授の熱意にもよると思ひます。私どもは理科学研究室の主任の方にお願いをしております。よくお願いをしておりまして、主任の先生方の熱意なり努力なり、そういう理科教育に興味のあるところに委嘱しておるわけですから、そういう点に多少欠ける点もあるかもしれませんが、大体は喜ばれておるようです。三カ月くらいで交代をして、なるべく多くの人数を受け入れるように努力しておりますので、多少そういう不満もあるかもしれませんが、私は全体的にはうまいつていゝ。もう一つほかの点でございしますが、これは各大学の備品、消耗品、その関係のものを国でやるのであります。もともと国立学校でありますので一般の経費費のほかに謝金の類とか備品、消耗品、こういうものを包含しておるものであります。

○委員長(岡三郎君) 速記つけて。

○矢嶋三義君 私立大学の研究設備に對する国の補助に關する法律案を審議するに當つて次の資料を本曜日の委員会までに提出をお願いいたします。今私が持つておる数字は古いので最新のを出して下さい。その内容は国立学校の文科、理科別に籍生数並びに私立大学の文科、理科別に籍生数、これは四年制大学並びに短期大学それぞれ別々に作成していただきます。それから文科系統並びに理科系統別々に国立大学生一人当たり国費が幾ら支出されておるかといふこと、それから私立大学生一人当たりした場合に国費の補助は幾らになつておるか。それから最後にこの法案は理科系と文科系と両方に補助をする内容のものが、私は理科系統の学生負担を知りたいために次の資料を要求するわけです。それは私立大学の理科系統の学生は一人当たりどのくらい学費を負担しておるかといふこと、そしてでき得べくんば入学に對して理科系統の学校に入る場合には相当寄附金を出しておるわけですが、最高どのくらいか、平均大体どのくらいかといふこと、これは学生の学費負担を知りたい立場でお願いするわけですから、大体それに相応するうちに。以上。

○委員長(岡三郎君) 以上で理科教育振興法の一部を改正する法律案の質疑は終了いたしましたと認めてよろしうございしますか。

○委員長(岡三郎君) 異議ないものと認めます。

なお、ただいま矢嶋委員から資料の要求があつたわけですが、これに對して文部省お答えを願ひます。

○政府委員(内務省三郎君) ただいま資料の御要求がございましたが、そのうちで特に私立大学関係の学生一人当りの負担につきましては十分検討いたしました。と、私ここで即答いたしたかねますので、十分検討していただきたいと思ひます。十分努力いたしまして要望に沿いたいと思ひます。国立の関係はよくわかりますが、私立の関係につきましては調べてみさせぬとはつきりいたしませんので、これはしばらく時間をかしていただきたいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) それではでき得るだけの資料を次回までに御提出を願ひます。

○委員長(岡三郎君) 次に川口委員の方から緊急質問をしたいといふふうな申し出がございまして許します。

○川口爲之助君 日本教職員組合からの昇給、昇格の要求、これにつきまして振りかえ授業と申しますか、振りがえ教育と申しますか、これをやることによつて、早びけ闘争が現在行つてつあると聞き及んでおります。この問題は、実はすでに法規に違反することであるといふように承知いたしておりますが、それよりもこの問題につきましてはより以上の大きな問題が含まれておると思ひます。と申しますのは、このりつぱな国民を訓育と申しますか、育成するといふ精神面を担当する教師が、物を作る産業、企業、その団体の労働者と同じ競争行為、もちろん手段、方法においては異なつておる点があると思ひますけれども、これを精神面から見るとき大きな矛盾があるのではないかと、いふふうに私は考へるのであります。私どもといひましては、どうして教職員がかくのごと

き争議をやるかというものの気持が理解できないのであります。教師の一挙手一投足は教えられる児童、生徒に対してきわめて深刻な影響を与えるものである。この問題が決してよき影響を与え得るものとは信じないのであります。

また、部下を監督指導すべき立場にある学校長が率先してこの争議に参加するということは、ここにも大きな私は矛盾があるのではないかと思うのです。当局はすでにこの問題に対する取締りの通牒を出されておるようでございますけれども、この通牒だけでこの問題が片づくとは思いません。将来に對する方針についての御意見も承わりたいと思います。

○國務大臣(尾崎弘吉) 教職員は諸君が組合を結成いたしました。その組合におきまして、組合員の待遇の問題について要求を持ち、これをひっさげて折衝するということは現行法において認められておるところでございます。ただその手段、方法について、他の一般の労働組合と違つて、制約があるということも皆さん御承知の通りでございます。で、私もさういふことは、教職員の諸君が法に認められております範囲内において行動せられることについてこれ言ふ必要はないと思ひます。ただ今回の場合におきまして、私も最も心配いたしましたのは、あたかも本日の午後二時を期して授業を打ち切つて、さうして要求貫徹のために集會を催す、かういふような指令が出たと伝えられましたので、さういふことがありましては、教職員の諸君が法規に違反するといふような結果を生ずるおそれがございますので、さういふことのないようにというので

地方の關係機關に對しましてもいろいろ連絡もいたしますし、できるだけさういふ状態を回避するように努力をして参りましたつもりでございます。申すまでもなく学校の教職員の諸君は同じく勤務に従事する人とは申しながら、やはり人の師であるといふような立場を持つておられることでございますので、その一言一句を特に平素注意をしていただきたいと考えておりますと同時に、その待遇その他についての要求を貫徹せられるにつきますとも、学校の先生にふさわしい行動をぜひともしてもらいたい、その影響は非常に重大なものがあると考えますので、これはわれわれの念願といふところでございまして、今後におきましても私も政府といたしましては教職員の諸君が常に法規の範囲内において、合理的に、しかも先生にふさわしいような行動をぜひともしてもらいたいと念願し、またそのように地方の關係機關等ともよく連絡いたしまして仕向けて参るつもりでございます。

○川口爲之助君 大体の御方針は承わりました。そこでもう一つお伺いしたいと思ひますが、佐賀県では定員確保の問題をめぐりまして、教職員の間に休職闘争がやられた。それに対して地教委並びにPTAから強い批判が向けられたわけでは、その結果であるかどうかこの点は一斉のストには佐賀県としては参加しないという決議をされたといふことであります。その種のものがほかにも一、二県あるやに聞き及んでいますが、その辺の詳細な事情を一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) お話のように佐賀県が参加しておられないようであります。私どもの方に参つた報告によりますと、このほかにも奈良と山口、これが今回のには参加しないといふ決議をしたように承わつております。

○川口爲之助君 その原因、動機はどういうところにおきましますか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 佐賀県におきましては、先ほどお話がございましたように、この前の再建整備に伴う定員削減に対する抗議として出たわけでございますが、このときに三割、三割、四割といふふうに三週間にわたつて陽謀陰謀をしたわけでございます。それが大体八割五分ぐらいの動員数でございまして、非常に父兄の、あるいは県民の信頼を失つたようにも報じられておるのであります。そういう点から学校長が脱退したり、あるいはPTA等から解散のような話も出たりした、いろいろと県民の強い批判がありまして、さうして佐賀県では今回は闘争に参加しないといふことになつたように聞いております。それから山口の場合には、山口県の中でもいろいろと組合が分れておりまして、最近また新しい組合が発生しつゝありまして、統一行動がとれないといふことで参加しなかつた。それから奈良県につきましては、これはこの前の十二月五日の一斉早退のときにも奈良県は参加いたしておりません。これもいろいろと県組合が割れておりまして、内部の統一行動がとれなかつたといふことを聞いております。

○川口爲之助君 ただいまのお話によりまして佐賀県のとつた態度、氣持といふものは大体推測ができるのであります。その氣持といふものは私は正しいものと考えます。かういふ精神を全国に及ぼして、今回のようなことがないようにしていただきたいといふことをお願いをいたしまして、私の質問を打ち切ります。

○矢嶋三義君 関連して、佐賀の実情を私はつぶさに視察して参つたわけですが、かういふ事態に日本の教育を、教師を追い込んだ事態といふものは、文部大臣として十分究明され、解決に努力されたいと思ひます。きょうも松澤委員から山形県の場合、県が再建計画として最小限の教員数を確保する計画を立てたところが、自治庁がこれにとやかくいつて削減されたらしいといふことについての発言があつたわけですが、自治庁を委員会に呼んで伺ひますと、さういふことは何いふわけでも、自治庁を委員会に呼んで伺ひますが、事実はあるわけですか。佐賀県の場合、十一年の再建計画ですが、十年後に二千数百人という教師を減員するわけですね。申すまでもなく、学校教育法に「校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。」それが「特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」とくとも養護教諭は置かなければならぬといふことになっているわけですが、今置いてある養護教諭を自治庁は切らしている。たとえば自主再建計画をやつてゐる大分県のごときは若干の養護教諭を置いておつたわけですが、自治庁との話し合ひで自主再建計画を立てるに當つて養護教諭を減すことになりまして、かういふ事態に教師としては追ひ込められて教育防衛の一つの

意思表示としてああいう形が私は出てくるのだ。しかしああいう場合には、あるいは三、三、四の場合、本日はどういふ形で行われたか知りませんが、宿題を出すと、いろいろな方法を講じて教育の現場に支障が起らないように努力されていることは、私はそれは当然だと思ひます。佐賀でも、かういふ事態が起つた場合に、私は文部大臣としては日本の教育水準を守るといふ立場からいふ一段一努力をしていただきたいといふことを強く要望いたします。

○委員(岡三郎君) ここで私から文部省にこれはお願いといふより、強い要望ですが、最近におけるやはり教育の問題の中で一番私は大きいのは、首切り、定数削減、それから昇給、昇格のストップといふ、これは二つの大きな問題だと思ひます。そこで教育に關する水準を守るといふ文部省の立場と、地方財政を預かつてゐる自治庁の立場といふものはおのずからそこに総合的にそれだけの省の意圖するところを調和しなければいかぬと思ひます。これは大臣がよく言われてきておるところであります。特に政府の施策としての完全雇用といふ面で、でき得る限り大ぜいの人を働かして、さうしてその中で何とか水準を守る。ところが今の現状は、地方財政といふものがあまりにも重点的になり過ぎて、経済的な観点が非常に強く教育にしろを寄せて、さうして相当無理な方式の再建計画といふものをやつておる。で、私も実情を見てきたわけですが、やはり日ごろ言われてゐるうちに、この際文部省は教員の定数といふものを、一つ困難だけれども打ち出して、

そうしてこれ以上はオーバーしないのだ、一学級の生徒はオーバーさしてはいけないのだという観点から私は強い方針を出せば、自治庁の方として、やはり文部省との調和の上で立つて、再建計画ということのみで強くわ寄せは私にしないようにするのではないかと考えています。この点については自治庁が非常に財政面から圧力をかけるという点が文部省の努力よりも非常に強過るのではないかと、こういふふうには実は考えておられるわけです。そういふふうな点から考えると、全国的に見て、財政の貧困な県というものが特に圧力を受けておられる。じゃ、その財政の貧困な県というものは県民の責任かという、私は県民全体の責任とはいえない問題がある。現在の地方税法の観点から見て、幾ら節約してもなかなかどうしてむずかしい県が私は相当あるのではないか。これはよく文部大臣が言われているように、税制全体の再検討を待たなければ解決しないといつても、こういう面については現段階においては文部省は相当の強力な措置をもって、地方財政が教育に及ぼす点がある程度これを阻止するような方法というものがとられる必要があるのではないかと、こういふふうに日ごろ考えているわけです。教育行政に携わっている末端の行政官も実際に苦んで、何とかうまい方法はないかというふうに考えているのが現状じゃないかと思うわけです。これは佐賀県とかそのほかの県だけではなくして、ほとんど四十六都道府県の中の大多数の県がそうではないか、こういふふうに考えてくると、これは総体の問題との関連ではないのですが、文部省としても何らか

その点についての向うところをやはり出す責任があるのではないかと、学級定数なり教員の基準といいますが、学級定数、そういつたもののやはり根拠がある程度出していく必要があるのじゃないか、これが財政的方面にのみまかしておけば、どうしてむづかしくちやな一学級の収容人員というものが生まれてくるかと思う。そういう点で文部省の方としては学級定数というものを出していくお考えはないかどうか、これ一つお聞きしておきたいと思ひます。これは文部大臣に……。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 地方の財政がかなり窮乏な面が相当ございますので、そのためにいろいろ厄介な問題を起しているというところは、これは事実であらうと考へます。われわれはたまたましては、できるだけ地方の財政の確立に努めまして、そうしてさうな問題の解消に向つて努力しなければならぬと思ひます。ただいままでも今お話しになりましたように、はつきりした基準がないままにいろいろ進んで参りまして、そのためにいろいろな財政当局との間にもんちやくを生ずるというやうなことは、これは極力避けていかなくちやならぬと私も考へます。その意味におきましては、お話のやうな標準定数とかいうやうなものをはつきり打ち出して、これに基いて今後いろいろなことを考へたいといふふうにあります。そこで目下文部省当局といたしましては関係当局との間にこの標準定数問題についていろいろ折衝をいたしておるやうな状況でございまして、ともかくその方向に向つて努力して参りたいと考へております。と同時に

に、また地方財政の問題はこの教育費だけの問題じゃございませぬけれども、教育費にとりましても無限にこれを拡大するわけには参らない、従つてある範囲の財源の中で問題を処理していくといふこともお互いに考へていかなくちやなるまいかと考へるのであります。あまり無理なことを考へればこれは是正することにやぶさかではございせん。私もはでできるだけ正すことに努力をいたしたいと考へておりますが、同時にまた財政再建のためには多少のしんぼうはこの際お願いしなければならぬ、こういふ点もあらうかと思ひます。要は私もといたしましては、何と申しまして、学校の教職員のことを心配するの、これは私の責任でございするが、従ひまして、学校の教職員の諸君が仕合せであるやうに考へるというところは当然の職責として努力したいと考へております。同時にその考へ方のもとに、財政当局との間におきましてもいろいろと折衝を重ねて参りたいと、かやうに考へておる次第でございするから、その気持は一つ御了承をお願い申し上げます。○委員長(岡三郎君) 大臣が予算委員会から出席を求められておりますので……。

○野本吉吉君 きわめて簡単ですが……。私は今までのお話を承わつておりまして、やはりこの問題は根本的にお互いに考へなければならぬ問題だろふと思つております。教育とか教化とかいふものの充実する根本条件は、何と申しましても、関係当事者の相互信頼といふこと、信頼のないところに

教育、教化の作用はこれは働かない。そこで教育問題に關する関係者といへば、これは教師と児童との関係があり、教師と政府との、あるいは府県との関係があり、また教師と一般社会、保護者父兄との関係があるわけですが、いろいろな問題が起りましたときに、私は時折考へるのであります。お互いにかやうな事態のよつて来たる点につきましても相手の責任を追及することに急であつて、かやうな事態の起つてきたことに對するお互いの間の自己反省、自己批判といふものが足らない。この点はきわめて遺憾であるといひ、これは日ごろ考へております。そこで政府当局も、地方の人々も、父兄も一切の教育に關係を持っております人たちが、まずもつて自己批判をすると同時に、相互間の立場についての相互理解といふものを持たなければならぬ。相互理解と自己批判のないところにはいづれも紛糾と混乱だけがあるのであります。そこには安定とか進展、向上といふことは期待できないと思ひます。ここで私は藤尾大臣が就任早々表明されました言葉を思い起すわけでありまして、教育の現場にある教職員組合の代表者等とも十分話し合つて、相互理解の上に教育の問題を考へていこうと言われた点であります。このことについて私は心から共鳴し、また敬意を払つておるの

であります。大臣はその後この点について、教職員組合の諸君その他とどんなふうにお話し合いを進められておりますか。また今後この点についてどういふお気持ちで進まれようとするか、この点について簡単にだけこうですか

から御所信のほどを承わつておきたいと思ひます。○国務大臣(藤尾弘吉君) 私が就任いたしました後、日本教職員組合の幹部の方と一回、二回、三回になりました。お目にかかる機会があつたのであります。議會中のごときでございますので、ゆつくりとお話し合いをするといふこともございせんが、いろいろ御要望の点を持つてお話しございしましたので、私も率直にいろいろ御返事をしておる、こういふやうなことでございするが、いづれにいたしましても私はお互いに遠くの方からこれ言つておつても仕方がない、お互いに接觸して話し合うことによつて相互の理解が深まるのが物事を円満に進めていく上においてきわめて必要なことと考へますので、その意味におきましては、今後とも最初に申しましたやうな態度をもつて事に臨んで参りたいと思つております。○委員長(岡三郎君) 速記をちょっととめて。

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。それでは以上で本日は散会いたします。午後四時十八分散会。三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。一、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案。私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案。私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案。私立学校教職員共済組合法(昭和

私立学校教職員共済組合法(昭和

二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

(戸籍書類の無料証明)

第六条の二 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)

は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

第十二条第二項中「十五人以上」を「二十一人以内」に改める。

第十四条中「使用される者(以下「教職員等」という。)」を「使用される者で学校法人等から給与を受けるもの(以下「教職員等」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 学校法人等に使用される者で、公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱を受け、その取扱の期間中、学校法人等から給与の全部又は一部の支給を受けるものは、前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

第十五条中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第十六条中「第二号から第四号まで」を「第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号に、「第十四条各号」を「第十四条第一項各号」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

2 組合員がその資格を喪失した後再び組合員たる資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間を合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算した期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算については、この限りでない。

3 組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員たる資格を取得した場合における後の組合員であつた期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員たる資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十八条中「分、分、分」を「分、分、分」に、「災やぐ」を「災やぐ」に改める。

第十九条第一項第一号中「医療機関」を「医療機関又は薬局」に改める。

第二十条中「り、災給付」を「り災給付」に改める。

第二十二條第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額額	給与月額額
第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満
第二級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第三級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第六級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第七級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第八級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第九級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第十級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第十一級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第十二級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第十四級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第十五級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十六級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第十七級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第十八級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第十九級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第二十級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第二十一級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上

標準給与は、その年の九月（七月から十二月までのいずれかの月から変更されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。第二十五条中「第六十二条」を「第六十二条の二」に改め、同条の表中

第三十条第一項	公務	職務
第三十七条第一項	公務	職務
第四十二条第一項	公務	職務
第四十五条第一項	公務	職務
第五十五条第一項	公務	職務
第五十七条第一号及び第四号	公務	職務
第二十九条の二第二項	前項の場合において、 その保険医	前項の場合において、 虚偽の報告若しくは 証明をし、又は その学校法人等又は は保険医
第二十九条の二第三項	国税徴収の例によることができ る。この場合において、 滞納処分を執行するには、 大臣の認可を受けなければなら ない。	私立学校教職員共 済組合法第三十条 及び第三十一条の 規定を準用する。
第三十条第一項	公務	職務
第三十七条第一項	公務	職務
第四十二条第一項	公務	職務
第四十五条第一項	公務	職務
第五十五条第一項	公務	職務
第五十七条第一号及び第四号	公務	職務
第三十一条第一項第一号	組合（第六十三 条の二第一項に 規定する連合会 を含む。）	組合
第三十四条第一項	これらの給付 （市町村職員共 済組合法による これらの給付に 相当するものを 含む。）	これらの給付

第三十四条第二項

専ら公共組合、
日本電信電話公
社、公共組合若
しくは市町村職
員共済組合の組
員又は組合員で
ない健康保険若
しくは船員保険
の被保険者を含
む。

に該当する場合

同表の上欄中「第四十条第二項」を「第四十条第二項及び第三項に」、「第四十四条」を「第四十四条第四項に」、「第四十一条第二項」を「第四十一条第二項及び第三項」に改める。

一 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

二 強制執行を受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 競売の開始があつたとき。

五 二 学校法人等が、解散をした場合

三 組合員の勤務する私立学校又は私立各種学校が、廃止された場合

第四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により、掛金を徴収するときは、この限りでない。

第三十条第二項中「督促状により指定すべき期限は、」の下に「前条各号の一に該当する場合を除き、」を加える。

第三十一条第一項中「前条の規定による督促」の下に「又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことにより納期を繰り上げてする掛金の納入の告知」を加え、「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第三十三条の見出しを「（国税徴収法の準用）」に改め、同条中「徴収金

に關する書類の送達」を「徴収金」に、「第四条ノ九及び第四条ノ十」を「第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

第三十八条中「第七十一条第二項及び第三項並びに」を「第七十一条第二項から第四項まで及び」に改める。

第四十六条第一項中「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に、「医療機関」を「保険医療機関若しくは保険薬局」に、「診療を行つた医療機関の病院若しくは診療所」を「療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局」に改め、同条第二項中「医療機関又は」を「保険医療機関若しくは保険薬局又は」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関又は保険薬局」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（国家公務員共済組合法の改正の場合の経過措置）

第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正せられた場合におけるこの法律の適用については、必要な経過措置に關しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。

附 則

（施行期日）

1 この法律中目次の改正規定、第六条の次に一條を加える改正規定、第十二条第二項、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条及び第二十二條の改正規定、第二十五条の次に一條を加える改

正規定、第二十九條の次に一條を加える改正規定、第三十條第一項及び第二項、第三十一條第一項並びに第三十三條の改正規定、第四十八條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十三年四月一日から施行し、その他の規定は、各規定につき、同日以後において政令で定める日から施行する。

(組合員たる期間の計算に關する経過措置)

2 この法律による改正後の第十七條第二項の規定は、この法律の施行前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。

(標準給与に關する経過措置)

3 この法律の施行の際現に組合員である者のうち、次の各号に定める者については、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和三十三年四月から同年九月までの各月の標準給与とする。

一 昭和三十三年三月の標準給与の月額が四千円又は五千円である者については、六千円

二 昭和三十三年三月の標準給与の月額が三万六千円である者については、その者が昭和三十三年四月一日に組合員の資格を取得したものとし、この法律による改正後の第二十二條の規定により算定した額

(資格喪失後の期間に係る継続給付に關する経過措置)

4 この法律の施行の際現に第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第五十五條第五項又は第五十六條第三項の規定により給付を受けている者の当該給付については、この法律による改正後の第二十五條の二の規定は、適用しない。

(掛金徴収に關する経過措置)

5 昭和三十三年三月以前の月に係る掛金の徴収については、なお、従前の例による。ただし、この法律による改正後の第三十條及び第三十一條の規定の適用を妨げない。

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十三年度大学院育英関係予算増額に關する請願(第一〇一七號)

一、建国記念日制定に關する請願(第一〇四一號)(第一〇六九號)(第一〇九九號)(第一一三三號)(第一一三九號)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に關する請願(第一〇九〇號)

第一〇一七號 昭和三十三年二月二十二日受理
昭和三十三年度大学院育英関係予算増額に關する請願
請願者 東京都文京区本富士町

一 東京大学大学院社会学部研究科内 竹内啓
外五名

紹介議員 松浦 清一君

新制大学院は、戦後研究者の新しい養成機関として発足し文化国家建設に重要な役割を担うものとして新しい伝統を作りつつあるが、育英奨学金の予算が二十九年以降学生数の増加に対し相対的に減少を示し、三十一年度においては採用数において五割近くの激減を示しているから、基本的には奨学金希望者全員の採用を希望するものであるが、当面本年度予算において少くとも大学院発足以降の最良の条件の年度水準(修士課程では実員の四割、二十八、二十九年度水準、博士課程では実員の八割五分、三十年の水準)を保障せられたいとの請願。

第一〇四一號 昭和三十三年二月二十五日受理
建国記念日制定に關する請願
請願者 島根県八束郡美保町
横山 宗村外八百五十三名

紹介議員 木村篤太郎君
紀元節(建国記念日)復活案にたいする世論調査によれば国民の七八、三パーセントが本案の存続を希望していることであるから、是非とも紀元節を復活されたい。なお建国の日は従来通り二月十一日とされたいとの請願。

第一〇六九號 昭和三十三年二月十六日受理
建国記念日制定に關する請願
請願者 静岡市久能中平松 漆
畑熊二郎外九十三名
紹介議員 木村篤太郎君

紀元節(建国記念日)復活案を是非とも国会中上に程審議せられたいとの請願。

第一〇九〇號 昭和三十三年二月十六日受理

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に關する請願
請願者 山形県東村山郡山辺町
山辺三六九 垂石義太
鄭外六名

紹介議員 松澤 靖介君
現行高等学校の定時制教育及び通信教育振興法は、施設に対する補助、教職員給与の補助、勤労青年に対する奨学の措置等の重要事項が本文中から削除され、附帯決議として議決されているが、今次の学制改革の核心は勤労青少年教育に置かれ、わが国の興隆もこの教育の成否にかかっているから、同法中第三條に「国及び地方公共団体は、勤労青年で経済的理由により定時制教育または通信教育を受けることの困難なものに対し適切な奨学の措置を講ずることにつき、特別の考慮を払わなければならない」等の項を加え、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図るため同法の一部を改正せられたいとの請願。

第一〇九九號 昭和三十三年二月十七日受理
建国記念日制定に關する請願
請願者 静岡県清水市清水九〇
小林せい外二百六十一名
紹介議員 木村篤太郎君
この請願の趣旨は、第一〇六九號と同じである。

第一一三三號 昭和三十三年二月十八日受理
建国記念日制定に關する請願

請願者 静岡市丸子新田二六五ノ一 堀地銀平外百九十八名

紹介議員 木村篤太郎君
この請願の趣旨は、第一〇六九號と同じである。

第一一三九號 昭和三十三年二月十八日受理
建国記念日制定に關する請願
請願者 茨城県水戸市北町一、九〇四 渡辺寛造外一万三千三百五十四名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一〇四一號と同じである。

昭和三十一年三月十五日印刷

昭和三十一年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局